

## 建築士法に係る行政処分について

2019年12月13日付けで、株式会社レオパレス21（東京都中野区 社長：宮尾 文也、以下「当社」といいます。）に所属する一級建築士3名が、当社の施工不備問題に関連して建築士法第10条の規定に基づき、国土交通省より行政処分（免許取消）を受けましたことを、ご報告致します。

今回の処分は上記一級建築士3名に対して行われたものですが、当社はこれを“会社”に対して下された処分と受け止めております。当社としては、今回の処分内容を真摯に受け止め、このような事態を二度と発生させることのないよう、今後はより一層コンプライアンス体制を強化すると共に、法令を遵守し、適切に業務を行ってまいります。

オーナー様や、入居者様・利用法人様をはじめ、関係各位にご心配・ご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

### <本件に関するお問い合わせ>

オーナー様	フリーコール	0120-082-991	(受付：10:00-18:00)
入居者様	フリーコール	0120-911-165	(受付：10:00-19:00)
行政関係者様	専用ダイヤル	03-5350-0134	(受付：9:00-18:00 定休日 土日祝)
株主様	I R推進室	050-2016-2907	(受付：9:00-18:00 定休日 土日祝)
報道機関様	広報部	03-5350-0445	(受付：9:00-18:00 定休日 土日祝)